

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第32号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第5条政策企画部2023年G7サミット推進課の項を削る。

第6条政策企画部2023年G7サミット推進課の項を削る。

第17条第2項の表政策企画部の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。